



**その他** 【後期】2021年度しまね女性ファンド助成事業募集

島根県の女性たちが自主的・主体的に企画実施する事業、一般に開放され地域への影響力が大きく、ネットワークの拡がりがある事業を支援します。

〔助成金額〕 対象経費の3分の2を助成  
(1万円単位で上限50万円)

〔申込締切〕 7月15日

【対象団体】  
NPO法人  
市民活動団体

〔発信元 (公財)しまね女性センター  
〔URL〕 <http://www.asuterasu-shimane.or.jp/swc/index.html>

**福祉** 2021年度 社会福祉助成事業

在宅高齢者または在宅障がい者等のために福祉活動や文化活動を行うために必要な費用または機器、機材、備品等を整備するための費用に対し助成します。

〔助成金額〕 1件 10～50万円

〔申込締切〕 6月30日

【対象団体】  
NPO法人  
市民活動団体

〔発信元 (公財)太陽生命厚生財団  
〔URL〕 [http://www.taiyolife-zaidan.or.jp/promotion\\_recruitment/index.html](http://www.taiyolife-zaidan.or.jp/promotion_recruitment/index.html)

**環境** 第32回 緑の環境プラン大賞

〔シンボル・ガーデン〕  
緑の持つヒートアイランド緩和効果、生物多様性保全効果等を取り入れることにより、人と自然が共生する都市環境の形成、および地域コミュニティの活性化に寄与するアイデアを盛り込んだ緑地のプランを募集。

〔ポケット・ガーデン〕  
日常的な花や緑の活動を通して、地域コミュニティの活性化や、保育園・幼稚園、学校、福祉施設等での情操教育、身近な環境の改善等に寄与するアイデアを盛り込んだ花や緑のプランを募集。

〔助成金額〕 〔シンボル・ガーデン〕上限800万円  
〔ポケット・ガーデン〕上限100万円

〔申込締切〕 6月30日

【対象団体】  
NPO法人  
市民活動団体

〔発信元 (公財)都市緑化機構  
〔URL〕 <https://urbangreen.or.jp/grant/3hyosho/green-plan>

**まちづくり** 令和3年度 あしたのまち・くらしづくり活動賞レポート募集

地域が直面するさまざまな課題を自らの手で解決して、住み良い地域社会の創造をめざし、独自の発想により全国各地で活動に取り組んでいる活動を対象とします。

〔表彰・賞状等の贈呈(予定)〕

内閣総理大臣賞……1件 賞状、副賞10万円  
内閣官房長官賞……1件 賞状、副賞10万円  
総務大臣賞……1件 賞状、副賞10万円  
主催者賞……5件 賞状、副賞 5万円  
振興奨励賞……20件 賞状

〔申込締切〕 7月5日

【対象団体】  
NPO法人  
市民活動団体

〔発信元 (公財)あしたの日本を創る協会  
〔URL〕 <http://www.ashita.or.jp/prize/index.htm>

**スポーツ** 2021年度 助成金

青少年スポーツの振興に関する事業を積極的に行い、奨励し、または自ら行い、かつ3年以上継続して活動している団体を助成します。

〔助成金額〕 上限100万円

〔申込締切〕 6月21日

【対象団体】  
NPO法人

〔発信元 (公財)ヨネックススポーツ振興財団  
〔URL〕 <http://www.yonexsports-f.or.jp/joseikin.html>

※各種助成金の詳細については、発信元のホームページをご覧ください。

益田市よりお知らせ

益田市・協働のまちづくり活動補助金の募集について

**趣 旨** 市および地域団体と地域住民が協働して取り組むまちづくり事業の推進を目的として、協働のまちづくり事業を提案し、実施する地域団体を支援することを目的としています。

**対象団体** 地域団体（地域住民グループ、ボランティア団体、または特定非営利活動法人等の非営利団体（法人格の有無を問わない））

**対象事業** 市と地域住民を含む地域団体が計画段階から参画し、協働で実施する地域課題の解決や地域の活性化等に向けた活動を対象とします。

※既に本補助金を活用し実施された事業と同一の事業は助成対象としません。

**助成金額** 市の予算の範囲内で、1地域団体に交付する助成金は、10万円を下限額とし、千円未満の端数がある場合は、その額を切り捨てます。

※申請を希望される団体は、要綱を必ずご確認のうえ申請してください。  
詳しい内容は市ホームページまたは連携のまちづくり推進課までお問合せください。

【問合せ先】  
連携のまちづくり推進課  
TEL: 31-0600

募集期間

7月2日(金)正午まで

(参考) 令和2年度採択事業

- ・「唄がたり 怪談 日本むかし話～其の二～」実施事業
- ・図書館花いっぱいプロジェクト 其の2
- ・左ヶ山地区往還道（七曲り道）整備に伴う地域間交流事業
- ・日本遺産認定と歴史のまちづくりを考える～三宅御土居史跡保存から30年～

◇市民活動養成塾 研修会のご案内◇

日時：6月23日(水) 18:30～20:30

場所：人権センター研修室 映像視聴あります。

内容：沖縄本土復帰から49周年、この間の沖縄の実情について現地からの資料・映像なども紹介しながら考えていきます。

参加料：500円（資料代・映像視聴代）

問合せ先：市民活動養成塾 27-2282（福原）

ご参加をお待ちしています。



発行元：益田市市民活動支援センター

益田市常盤町1番1号 益田市役所連携のまちづくり推進課内

TEL:0856-31-0600 FAX:0856-23-7708

Eメール:np0@city.masuda.lg.jp



## 事業報告書等の期限内未提出 NPO 法人への対応について

- ①市長は、事業報告書等の提出期限の翌日から **2月** を経過した日において、事業報告書等を提出していない法人があるときは、代表権を持つ理事（以下「代表理事」）及び全ての監事に対し、**過料に関する規定を明記した督促書**を送付します。
- ②市長は督促書を送付した日の翌日から **2月** を経過した日において事業報告書等を提出していない法人があるときは、全ての理事及び監事に対し、**過料事件の通知を行う旨を明記した督促書**を送付します。  
※②の督促書は、代表理事の住所又は居所（以下「住所」）に送付するものにあつては特定記録郵便により、代表理事を除く全ての理事及び監事の住所に送付するものにあつては普通郵便により送付します。
- ③<過料事件の通知>  
市長は、②の督促書を送付した日の翌日から **1月** を経過した日において事業報告書等を提出していない法人があるときは、法人の主たる事務所の所在地を管轄する **地方裁判所に対し、過料事件の通知**を行います。
- ④<認証の取消し>
  - ・市長は、**3事業年度にわたり事業報告書等を提出していない法人**があるときは、法人の代表理事について、行政手続法に基づく**聴聞**を行うとともに、**設立認証の取消しに係る審理**を行います。
  - ・市長は、審理により法人の設立認証の取消しを決定したときは、設立認証を取り消す旨の通知文書の原本を法人の主たる事務所の所在地に送付するとともに、通知文書の写しを法人の全ての理事及び監事の住所に送付します。  
※通知文書の原本及び写しは、原本の送付にあつては特定記録郵便により、写しの送付にあつては普通郵便により送付します。
- ⑤<市民への情報提供>  
市長は、設立認証の取消しを行ったときは、次に掲げる事項を市ホームページに掲載し、市民に対して情報を公表します。

(1)当該法人の名称及び主たる事務所の所在地

(2)代表権を持つ理事の氏名

(3)認証の取消しに至った理由



## 新たに特定非営利活動法人が設立しました！

2021年5月、益田市で24法人目となる特定非営利活動法人（NPO法人）が設立しました。  
今回新しく設立された「特定非営利活動法人 いわみ子ども若者自立支援団体 Tutti」を紹介します！

### 特定非営利活動法人 いわみ子ども若者自立支援団体 Tutti

代表者 久城 恵治

所在地 益田市乙吉町イ110番地（201）

#### 【目的】

この法人は、地域のハンディキャップを持たれる方たちに対して、日中活動の場・仲間作りの場・就労の場・教育の場を提供する事業を行うことで、豊かなまちづくり、地域活性化と障がい者福祉の発展に寄与することを目的とする。

#### 【事業】

- |                          |                          |
|--------------------------|--------------------------|
| (1) 障がい者の日中活動支援事業        | (9) 基礎学力支援事業             |
| (2) 障がい者及び若者の就労自立訓練事業    | (10) まちづくりの推進を図る事業       |
| (3) 障がい者及び若者の就労の場を提供する事業 | (11) 芸術・スポーツの振興を図る事業     |
| (4) 障がい者及び若者の仲間作り事業      | (12) コミュニティカフェ事業         |
| (5) 農業生産事業               | (13) 教材出版事業              |
| (6) フリースクール事業            | (14) 児童福祉法に基づく障がい児通所支援事業 |
| (7) 訪問カウンセリング事業          |                          |
| (8) 通信教育サポート事業           |                          |

## お知らせ

### NPO 法人の事業報告書等の提出について

NPO 法人は、毎事業年度終了後3カ月以内に所轄庁に「事業報告書等」を提出することが義務付けられています。提出方法ですが、持参による提出の他、郵送による提出も受け付けております。それぞれの法人の状況に合わせた提出をよろしくお願いします。

併せて、役員の変更や再任がある法人に関しては、役員変更届出書の提出についてもお願いします。

### ホームページを更新しました！

昨年より登録団体の皆さまに確認をお願いしておりました登録団体情報について、更新が終了しました。ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。今後、掲載内容に変更がある際は、その都度ご連絡いただければと思います。

併せて、市ホームページに掲載しております NPO 法人様式の「定款例」についても新しくしましたのでお知らせします。